

東かがわ市告示第8号

東かがわ市男女共同参画基本計画策定委員会運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月23日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市男女共同参画基本計画策定委員会運営要綱の一部を改正する告示

東かがわ市男女共同参画基本計画策定委員会運営要綱（平成27年東かがわ市告示第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) <u>その他市長が適当と認める者</u>	(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1)～(4) 略

附 則

この告示は、令和8年2月1日から施行する。